

入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成29年12月12日

栃木県道路公社
理事長 吉田 隆

1 入札対象業務委託

- (1) 委託業務件名 料金徴収業務委託及び高架下駐車場管理業務委託
- (2) 委託業務箇所 ①料金徴収業務委託
日塩有料道路、鬼怒川有料道路、宇都宮鹿沼道路
②高架下駐車場管理業務委託
鬼怒通り高架下駐車場、鶴田陸橋下駐車場、雨情陸橋下駐車場
駒生陸橋下駐車場、宇都宮北道路陸橋下駐車場
- (3) 委託業務の概要 料金徴収業務及び高架下駐車場管理業務委託その他これに附随する業務
詳細は別添仕様書による
- (4) 履行期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
(但し、日塩有料道路は平成32年12月10日を以て徴収期間が満了するため、残務
整理期間を含めて平成32年12月15日までとする。)
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 本業務委託は、総合評価一般競争入札により行う委託である。

2 入札手続き等

(1) 発注担当部署

区分	担当部署	電話番号	所在地
入札担当部署	栃木県道路公社 総務部	028-622-6598	宇都宮市栄町1-15
委託担当部署	栃木県道路公社 施設管理部	0288-32-2325	日光市木和田島2096-1

(2) 入札手続き等

手続き等		
設計図書の閲覧	平成29年12月12日(火)から 平成30年1月15日(月)の 午前10時～午後4時まで	栃木県道路公社第一会議室(大沢事務所2階) 閲覧に供する。 栃木県道路公社施設管理部 電話0288-32-2325
質問の受付	平成29年12月13日(水)から 平成29年12月20日(水)の 午前10時～午後4時まで	(1)に示す委託担当部署へ電子メールをもって行うこと。 メールアドレス totidoko@plum.ocn.ne.jp
質問への回答	平成29年12月26日(火)	質問者に対して電子メールをもって回答する。
入札参加資格確認申請書類の受付	平成29年12月13日(水)から 平成30年1月15日(月)の 午前10時～午後4時まで	(1)の委託担当部署へ直接持参すること。 ※郵送、ファクス、電子メール等による受付は行わない。
入札参加資格確認通知	平成30年1月26日(金)	郵送により通知する。
ヒアリングの実施	平成30年2月6日(火)	参加有資格者に対して実施する。
選定結果の通知	平成30年2月7日(水)	入札参加者に対して通知する。

(注) 1 期間を定めたものについては、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日(以下「休日等」という。)及び正午から午後1時までを除く。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。

3 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 参加に関する要件

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 栃木県一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者。
なお、業種分類は、役務の提供に関する分類中、施設管理又はその他のサービスに限る。
- ② 栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中でない者であること。
- ③ 各高速道路株式会社又は地方道路公社等が発注した有料道路における料金徴収業務を過去10年間に1年以上経験した実績を有する者。

(2) 参加できる者の所在地による条件

栃木県内又は近隣都県に本店、支店、営業所又は事業所を有すること。

なお、近隣都県とは、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び福島県をいう。

(3) 統括責任者に関する条件

各高速道路株式会社又は地方道路公社等の有料道路の料金所（以下、「料金所」という。）における料金徴収業務（以下、「料金徴収業務」という。）に関し、統括責任者として経験を有する者を1名以上配置できること。

統括責任者は有料道路料金収受業務に従事し、料金所長又はそれに準ずる管理監督を行う役職の経験を過去10年間に1年以上を有する者とし、業務開始日に他の業務に従事していないことが必要である。申請日において配置予定の統括責任者が他の業務に従事している場合には、その業務が業務開始日の前日までに完了することがわかる書面を添付すること。

(4) 料金所責任者に関する条件

料金所責任者は、料金所長又はそれに準ずる経験を過去5年間に2年以上有する者を、料金所責任者として各料金所1名以上計5名以上配置できること。

料金所責任者は業務開始日に他の業務に従事していないことが必要である。申請日において、配置予定の料金所長が他の業務に従事している場合には、その業務が業務開始日の前日までに完了することがわかる書面を添付すること。

(5) 徴収員に関する条件

料金徴収業務経験を過去3年間に1年以上有する者を、徴収員として1料金所2名以上計10名以上配置できること。

徴収員は業務開始日に他の業務に従事していないことが必要である。申請日において、配置予定の徴収員等が他の業務に従事している場合には、その業務が業務開始日の前日までに完了することがわかる書面を添付すること。

(6) (3)、(4)及び(5)に規定する経験を有する者を、契約期間中継続して配置できること。

契約期間中の変更は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

4 総合評価点算定基準

(1) 価格点と価格点以外の評価点（以下「内容点」という。）の配点は、次のとおりとする。

ア 価格点 50点

イ 内容点 50点

(2) 内容点の評価基準日は平成30年2月1日（木）とし、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

	評価項目	評価の視点	配点
内容点	経営状況	①会社の経営状況は健全か（5点） ②過去の同種業務の受注実績は十分か（5点）	10点
	基本方針	①会社の経営方針等の合理性（2点） ②業務の目的や内容を十分に理解しているか（3点）	5点
	組織体制	①人員の配置体制や採用計画等は適切か（8点） ②社員教育は具体的にどのようにしていくのか（7点） ③配置人員による不正行為の防止対策を講じているのか（5点） ④配置人員給与額や福利厚生等は適切か（5点）	25点
	利用者へのサービス等	①有料道路の特徴とその課題をどのように理解しているか（5点） ②有料道路の特徴を活かした利用者へのサービス等の提案はあるか（5点）	10点

	小計		50点
価格点	見積金額	①業務の適正な履行に必要な価格を下回ることのない範囲で、価格競争による評価を行う。	50点
	小計		50点
	合計		100点

(3) 参加資格を有する参加者に対し、内容点の評価を算定するため、次のとおりヒアリングを実施する。ヒアリングの出席者は、業務内容を十分に理解している代表者又は担当者等とし、各業者2名とする。なお、各出席者は、ヒアリング時に写真付きの身分証明書（社員証等）を持参すること。

ア 実施日時

平成30年2月6日（火）午前10時から午後4時までの間、1社当たり30分程度。

※開始時間については、参加者数に応じて調整するので、後日連絡する。

イ 実施場所

栃木県道路公社 総務部（開発センタービル 204 会議室） 宇都宮市栄町1-15

ウ 実施方法

「入札参加資格確認申請書類」で提出のあった資料等の内容について、栃木県道路公社料金徴収業務委託総合評価落札方式施行要領第4条で定められた審査委員会（以下「審査委員会」という。）が質疑を行う。

エ 禁止事項

- i 新たな資料を提出すること。ただし、審査委員会からの質問に対して必要と考える資料の提示は構わない。
- ii 提出書類の記載事項を訂正又は追加すること。
- iii 審査委員会の質問から著しく逸脱した回答を行うこと。

5 入札参加資格確認申請の提出

本業務委託の競争入札に参加を希望する者は、2の（2）に示す入札参加資格確認申請の受付期間に次に掲げる入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格確認通知書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）・・・6部（正1部 副5部）

イ 入札参加資格確認資料（様式第2号）・・・6部（正1部 副5部）

ウ 見積書及び見積内訳書（様式第3号、様式第3号-1および-2）・・・1部（正1部）

※ 見積書及び見積内訳書は、「見積書在中」「業務委託名」「商号又は名称」を明記した封筒に入れて封かんすること。

6 最低制限価格の設定

- (1) 最低制限価格が設定されている。
- (2) 栃木県が規定する栃木県最低制限価格制度事務処理要領第3の（3）適用管理業務委託に準じる。

7 選定結果の通知

- (1) 平成30年2月7日（水）に契約予定者に対しては選定された旨を、それ以外の者に対しては選定されなかった旨をそれぞれ同日付の書面（様式第5号又は様式第6号）により通知するほか、栃木県道路公社（以下「公社」という。）ホームページ（契約情報）でも審査結果を公表する。
- (2) 他社の提出書類等の内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。

8 契約金額

契約予定者が参加時に提出した見積書の金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって契約金額とする。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

契約金額の10%以上の金額の納付を要する。

ただし、一定の要件を満たす場合は、契約保証金を免除する場合がある。

11 支払条件

業務期間中において、年度毎の四半期毎の完了払とする。

契約金額を履行期間の年度毎に四半期で除して得た額（端数は最終四半期で調整）を基本とする。

12 評価内容履行の確認

(1) 公社は、契約者から提出された業務提案書又は見積内訳書の内容、若しくはヒアリングでの回答事項どおりに業務が適正に履行されているか、平成30年7月（第1四半期終了後）及び、その他公社の判断により確認するものとする。この際、契約者は、公社が請求する書類等を速やかに提出しなければならない。

なお、公社が指定する期日までに必要な書類等の提出がなかった場合は、業務が適正に履行されなかったものと見なす。

(2) 公社は、上記（1）の確認にあたり、契約者及び徴収員に対してヒアリングを行うものとする。

13 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- ① 入札について不正な行為があった場合。
- ② 見積書に記載した金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合。
- ③ 指定入札日時までに到達しない場合。
- ④ その他入札に関する条件に違反した場合。

(2) 2の（2）に示す入札参加資格確認通知により入札参加資格の確認を受けた者であっても、指名停止措置を受ける等、選定結果が確定するまでに入札に参加できる者の条件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

14 その他

(1) 提出書類は返却しない。ただし、提出者に無断で公表したり、他の用途に使用したりすることはない。

(2) 提出書類の作成等、本手続きに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 平成30年度栃木県道路公社予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

(4) 落札者は、業務が円滑に執行できるよう自己の費用負担で自ら必要な研修・引継を行うものとする。

(5) 栃木県道路公社料金徴収業務委託総合評価落札方式施行要領（平成28年12月26日版）に示すとおりとする。

<http://www.totidoko.or.jp/keiyaku.html>

(6) 本業務の担当部は次のとおりであり、不明な点については照会すること。

入札及び契約に関すること 2の（1）に示す入札担当部署に照会のこと。

公告要件及び提出書類等に関すること 2の（1）に示す委託担当部署に照会のこと。